

日本言語政策学会と韓国言語研究学会との学術交流に関する協定書

日本言語政策学会（JALP）と韓国言語研究学会（KALS）は、研究およびその関連諸分野における相互交流を促進するために、次の協定を締結する。

記

（目的）

第1条 本協定は、両者が連携のもと相互理解を深め、学術研究およびその関連諸分野において協力し、相互に学術研究の発展、促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、次の事項について連携する。

- ① 会員等の相互交流
- ② 学術情報等の交換
- ③ 共同研究・調査研究等の実施
- ④ 共同研究会等の開催
- ⑤ その他、両者が必要と認める事項

（協議事項）

第3条 協力の形式、協力による成果の利用条件等については、両者間でその都度協議するものとする。また、本協定に関して疑義を生じた事項については、両者間で誠実に協議して定めるものとする。

（定期協議）

第4条 両者は、第2条に定める連携事項の具体的内容について、年1回以上協議し、本協定事項の円滑な推進および相互の連携強化に努めることとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、両者のいずれから異議の申し立てがない場合は、以降、1年ごとに自動更新するものとする。

（改定）

第6条 この協定は、両者の合意により、改定できる。

本協定締結の証として、英文により本協定書2通を作成し、両者署名の上、各自1通を保有するものとする。

2018年6月17日

日本言語政策学会 会長

韓国言語研究学会 会長
